

国際法務部門担当者のための

(11月開催)

米国カリフォルニア・ビジネス法実務基礎セミナー

〔第12回〕アメリカでの裁判にどう対応するか～アメリカ裁判手続きの基本と訴訟リスクの大きい法律分野

主催 一般社団法人 国際商事法研究所

講座開設の趣旨

本講義は、カリフォルニア州の弁護士としての23年にわたる実務経験に基づいて、日本企業がアメリカに進出してビジネスをしていく中で直面するさまざまな法律問題を解説するものである。その第12回として、日本の会社が訴訟社会として知られているアメリカに拠点を持ってビジネスを展開する中で、または、日本からアメリカの会社と取引をする中で、理解しておくべきアメリカの裁判制度と訴訟リスクについて解説する。よく知られているように、アメリカの裁判では日本ではありえないような巨額の損害賠償額と訴訟リスクについて解説する。そのような巨額判決が出される前提とも言えるのが、陪審制、ディスカバリー、懲罰的損害賠償、クラスアクションなど、日本にはもちろん、他の多くの国にも存在しないアメリカの様々な特殊な訴訟制度である。これらの制度を理解していないと、アメリカで訴訟に巻き込まれたときに適切な対応ができないことにもなる。そこで、アメリカでの訴訟手続きの基本的なプロセスと、アメリカ特有の訴訟制度を説明するとともに、アメリカにおいて頻繁に裁判が起こされる、特許法、製造物責任、独占禁止法などの法律分野について説明をする。また、最後に、アメリカの子会社の活動を通して日本の親会社がアメリカでの裁判で責任を追及されないようにするにはどうしたらよいかも説明する。

国際法務部門の担当者のために開設する本講座を各社の法務研修機関としてご活用願いたく、ご案内申し上げる次第である。

開催の要領

- 講 師 下田範幸 日本国及び米カリフォルニア州弁護士
Squire Patton Boggs(US) LLP パートナー
(在サンフランシスコ)
- 日 時 平成29年11月16日(木) 午後1時～午後5時
(入室は12時45分からとなります)
- 会 場 東京証券会館9階会議室
東京都中央区日本橋茅場町1-5-8
(地下鉄)東西線/日比谷線:茅場町駅中央西改札口出口8番の上
電話 03(3667)9210
- 受講料 会員 27,000円 (非会員 32,400円) 消費税込

- 申込方法 受講申込書にご記入の上、ホームページ、Fax、または郵送によりお申込下さい。
- 申 込 先 東京都中央区八丁堀3-25-10(JR八丁堀ビル3階)
一般社団法人 国際商事法研究所 〒104-0032
電話 03(3553)6838～9 Fax 03(3555)1545
E-mail: ibl@ibltokyo.jp http://www.ibltokyo.jp
- 取引銀行 三菱東京UFJ銀行新富町支店 当座(口座番号0133913)

※録音機器、パソコン等の持込みは、ご遠慮願います。
※受講料は開催日の前営業日までにお振込み下さい。尚、お支払が遅れる場合は事前にご連絡願います(お支払後の受講料の返金または他セミナーへの振替は認められません。代理出席は可)。

お取消の場合は開催日の前営業日まで必ずご連絡ください。ご連絡の無い場合は準備の都合上、受講料は請求させていただきます。

主要講義項目

(Part 1) アメリカの裁判プロセスの基本と訴訟以外の紛争解決手段 (Basics of US Litigation Process and ADR)

- 日米の裁判制度の主な相違 (Major Differences in Litigation Systems in Japan and US)
- 典型的訴訟手続きの流れ (Typical Litigation Process Flow)
- 裁判以外の紛争可決手続き (ADR-Alternative Dispute Resolution)
- 米国独特な訴訟制度 (Unique US Litigation Systems)
- 集団訴訟ークラスアクション (Class Action)
- 複数管轄地域裁判 (MDL—Multidistrict Litigation)
- 証拠開示制度 (Discovery)
- 懲罰的損害賠償 (Punitive Damage)

(Part 2) 裁判リスクの大きい法律分野 (Major Litigation Risk Law Areas)

- 特許 (Patent)
- 製造物責任 (Product Liability)
- キータム裁判—虚偽申告法 (Qui Tam Litigation — False Clam Act)
- プロポジション65 (Proposition 65)
- 雇用法—解雇、およびセクハラを含めた差別問題 (Labor Law - Discrimination - Termination and Sexual Harassment)
- 独占禁止法 (Antitrust Law)
- 親会社の責任の防ぎ方 (How to Prevent Parent Company's Liability)

講師のプロフィール

下田 範 幸 日本国及び米カリフォルニア州弁護士
Squire Patton Boggs(US) LLP パートナー
(在サンフランシスコ)

〔略歴等〕

1977年 早稲田大学政治経済学部入学
1986年 弁護士登録
1993年 Duke University School of Laws修士号取得(LL.M.)
1995年 カリフォルニア州弁護士登録
1999年 Graham & James のパートナー
2000年 Squire, Sanders & Dempsey LLP. のパートナー、その後事務所
の複数回の合併買収を経て、現在は世界21か国46事務所、
およそ1600人の弁護士を擁する Squire Patton Boggs(US) LLP
のパートナーとなり、現在に至る。

会社法(会社設立、支店設立、合併、解散等)、証券法(優先株取引、ベンチャー・キャピタル・ファイナンス等)、商法(販売契約書、販売代理店契約書のドラフト等)、労働法(就業規則、雇用契約書の作成、セクシャルハラスメント、解雇等をめぐる争いの解決等)、移民法(駐在員ビザ、グリーンカード取得)、知的財産権法(商標登録、特許、ライセンス契約書のドラフト等)、等幅広い分野で日本人クライアントのためにアドバイス。また、日本とアメリカで多くのセミナーや講演の講師として活動。

「国際商事法務」誌にビジネス・パーソンのための米カリフォルニア法実務講座を連載。

キ.....リ.....ト.....リ.....線

受 講 申 込 書			一般社団法人 国際商事法研究所 御中
〔第12回〕 「米国カリフォルニア・ビジネス法セミナー」を受講したく、下記のとおり申込みます。			平成29年 月 日
会 社 名	住 所	〒	
部 課 名	T E L		
受 講 者 名			
受 講 料			

※申込書が到着次第、受講票と請求書をお送り申し上げます。 ※会員について、入会案内書をご希望の方はご請求下さい。
※ご記入いただいた個人情報、当所からの各種ご案内の目的以外には利用いたしません。